

販売会場における暴力・脅迫商法

- ほほを平手打ち、「殺す」「家に火をつける」 -

さまざまな口実で会場に消費者を集め、限られた数のモノを無料で配ったりタダ同然の価格で販売したりして会場全体を興奮状態にし、判断力の落ちた消費者に高額な商品を販売する商法がある（いわゆるSF商法。催眠商法とも呼ばれる）。

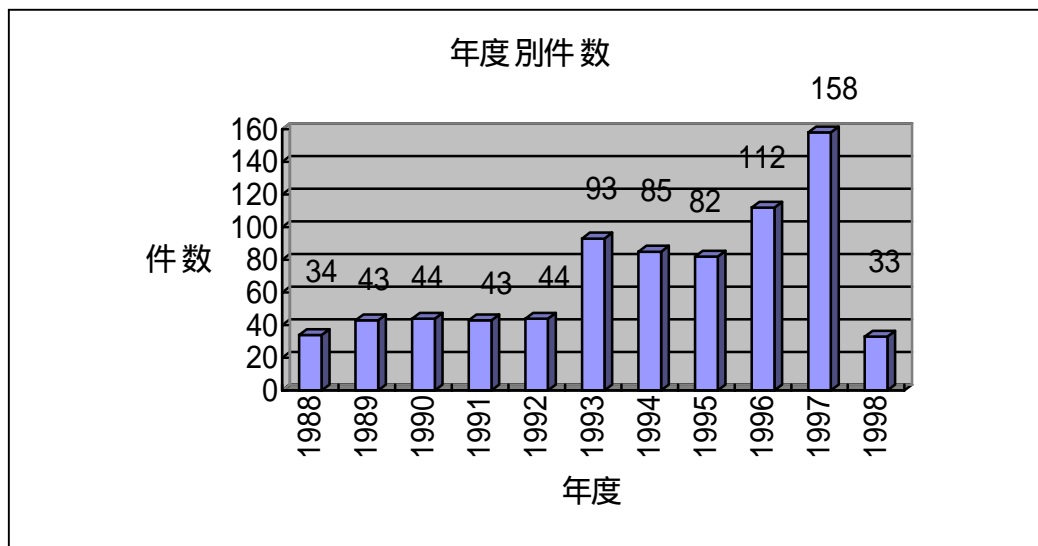
このような商法の販売会場で、商品の購入契約を断ったところ、暴力をふるわれたり、「殺してやる」などと脅迫されたという苦情が増加している。

以下に、これらの苦情771件の傾向と暴力・脅迫・強迫の体験事例をまとめた。

1. 苦情件数等

(1) 年度別苦情件数

1988年度以降に受け付け、98年8月末日までに入力された苦情件数は771件であり、96年度以降急増している。今年度は33件で昨年度同時期の48件に比べ少ないが、一時的な減少か否かは現時点では判断できない。



この情報は、全国の消費生活センターからP I O - N E T（全国消費生活情報ネットワーク・システム）に報告された消費者の申し出情報を統計分析したもので、消費者に被害防止のための注意を促すことを目的に提供するものである。

（本件連絡先 消費者情報部 TEL 03-3443-8663）

(2) 当事者の属性（不明を除く）

被害者のほとんどは高齢の女性である。

	[女性] 707件(93.6%)	[男性] 48件(6.4%)
平均年齢	65.4歳	68.1歳
50歳代	102件(13.6%)	3件(0.4%)
60歳代	220件(29.4%)	22件(2.9%)
70歳代	248件(33.1%)	16件(2.1%)
80歳代	67件(8.9%)	5件(0.7%)

(3) 発生地域

苦情は全国的に発生している。

2. 販売された商品等

(1) 販売された商品

販売された商品は、「ふとん類」が最も多く7割近くを占め、次いで「磁気治療器具」(17%)、「電気治療器具」(10%)が続き、ここまでの3品目で94%を占める。

羽毛ふとん等のふとん類	516件	66.9%
磁気マットレス等の磁気治療器	131件	17.0%
電気治療器	75件	9.7%
種類の分からない医療器具	13件	1.7%
和服	10件	1.3%
健康食品	8件	1.0%
電気敷毛布	6件	0.8%
その他()	12件	1.6%
計	771件	100.0%

()その他は、単に「商品」と申し出ているもの9件等である。

(2) 契約金額・既支払金額（不明を除く）

契約金額 計 205,415,364円 平均 298,135円

既支払金額 計 22,378,720円 平均 43,453円

(3) 事業者数

771件の事業者をみると、最も苦情の多い事業者で苦情件数は49件、以下、35件、30件、26件、23件と続き、10件台の事業者が9社ある。この14社以外に苦情の対象事業者は200社以上ある。

3. 主な苦情内容

(1) 暴力をふるわれた

路上で呼び止められ、「4等だから行ってください」と言われ会場へ出向いた。ふとんの購入を勧められたが、断ると販売員に腕をつかまれ押し倒され逃げられなくなり、仕方なく契約した。 (96年7月受付、81歳、女性)

「日用品を無料であげる」と呼び止められ、ビルの一室へ行き、無料で腹巻き等
をもらった。くじで残った3人が1人ずつにされ3人の男性に囲まれた。膝に手
を入れられ恐いので「帰りたい」と言うのと左頬を平手打ちされ、5時間も拘束さ
れ恐かったので、ふとんセットを契約した。（98年2月受付、74歳、女性）
チラシを貰ってビルの中に入ると、いろいろと説明があり最後に手を挙げたら、
ふとんを買うように言われた。「買えない」というと自宅まで4人の担当者がふ
とんを持ってついて来て、さらに勧めた。その際、手を叩かれ跡が青くなった。
恐ろしいので契約した。（96年8月受付、74歳、女性）

街頭で呼び止められ会場へ案内された。商品ももらい、最後に30万円の羽毛ふ
とんを勧められた。住所、電話番号を聞かれた後、無理に手に鉛筆を握らされ書
類を書かされた。肩に手をかけられ、何も言えない状況で、「現金では買えない」
と言うとすねを蹴られた。（97年12月受付、61歳、女性）
路上で入場券をもらい、会場へ行き景品をもらい話を聞いて手を挙げていたら最
後まで残ってしまった。帰りたかったが帰してもらえず、磁気ふとんの購入を勧
められた。断ったところ、背中を叩かれ恐くて契約した。

（96年8月受付、71歳、女性）
民家のガレージで粗品を配り、最後に羽毛ふとんを買わされそうになったので、
断ったところ、押さえつけられ物を投げつけられた。大声を出したら、また投げ
つけられこぶができた。（97年6月受付、24歳、女性）

商店街を通行中、くじ引きの箱を持った男の人が紙を取り出して「1等が当たっ
た、景品をあげる」と言うのでついて行った。会場で安く商品ももらい、最後に
高額なふとんを勧められたので、帰ろうとすると両側から手を押さえられて立ち
上がれなくされ、「契約するまで帰さない」と強引に契約を迫られた。近くで男
性の大声と女性の泣き声が聞こえたので思わず契約してしまった。

（98年7月受付、79歳、女性）

（2）「殺す」「傷つける」と脅された

散歩中路上で業者に誘われ野外のテントへ行き、無料品配布後、羽毛ふとんを勧
められ、断ると腰と肩を押さえられ「殺すぞ」と脅され恐ろしくて契約した。

（97年4月受付、38歳、女性）

業者からいろいろな品物ももらった後、自宅までついてきた業者から家庭用電気
治療器を勧められ、契約した。3か月後解約を申し出たら、ものすごい剣幕で叱
られ、「殺してやる」と脅された。（97年11月受付、65歳、女性）

街の辻で札をもらいビルの中に案内された。最後に羽毛ふとんを勧められ断った
ら「洗面器に顔を突っ込んでバス通りに放置してやる。そうすればバスがひいた
ことになる」と脅され仕方なく契約した。また、トイレに行った時は、担当者が
ついて来て扉を押さえていた。（98年3月受付、88歳、女性）

駅前でくじを引いたら1等だった。近くのビルへ案内され雑貨品ももらった後、
高額の羽毛ふとんを勧められたので帰ろうとしたら、「痛い目にあわせるぞ」と
強迫され、契約書を書かされた。家までついてこられて、1万円と預金通帳を持っ
ていかれた。（97年12月受付、76歳、女性）

歩いていたところ、くじを引くように勧められ、引くと「当たり」で、展示場へ連れて行かれた。敷ふとんの説明を受けたが契約をしないしていると、「針を吞まず」「家までついていく」と言い、担当者が勝手に身分証明書を見て書類に書いてしまった。
(97年5月受付、72歳、女性)

(3) 「家を壊す」「家に火をつける」などと脅された

スーパーの近くでチラシを配っていたので、夫婦で会場に行った。日用品が配られた後、ふとんを勧められたが、断り帰ろうとしたら、「買うと言ったのになぜ帰る」「家に火をつける」と言い、責任者が担当者についていくよう命じた。たまたまパトカーが巡回してきたので、契約せずにすんだ。

(97年12月受付、夫婦とも62歳)

近くのテントに呼び込みを行っていた業者から手渡された食パンの引換券を破り捨てたところ、「引換券は1枚100円する。返せ」「家を壊してやる」と捨てぜりふを言われた。

(98年5月受付、65歳、女性)

夫が道端で渡された券を持って小屋に行き、いろいろな物をもらった後、「ふとんを買わなければ、家族を外に出られなくする」と言われ、契約をした。解約したいが、夫は「怖いから嫌だ」と言う。

(97年9月受付、75歳、男性)

友人に誘われ、民家の車庫で日用品を無料でもらい、家に戻ったところ、業者の人(5人)が自動車で家に来て「会場に戻れ」ととり囲み、断ると、「来なければ家業を妨害する」と脅され、会場で竹炭繊維のふとんを契約させられた。

(97年5月受付、76歳、女性)

(4) 誹謗・罵倒された

病院の出口でくじを渡され「1等が当たったので」と会場へ誘われた。そこで手を挙げてラップ類をもらった後、羽毛ふとんを勧められ、「家人と相談して決めたい」と言うと、「最初からそう言え。土下座をしろ」と言われ、契約した。

(97年3月受付、67歳、男性)

抗菌まな板をあげると呼びに来て、近所の作業小屋に案内され、雑貨等をもらい、最後に電気指圧器の説明を受けた。私語やよそ見をした人を「人の話を聞けないるくでなしは帰れ」「クソババア」と怒って、その人たちを帰した。

(97年7月受付、71歳、女性)

プレゼント引換券が配られ、15分後に集まるように言われた。花の種などをプレゼントされた後、磁気ふとんを勧められ、断ると「プレゼントを取っておきながら泥棒だ」と怒られた。

(96年11月受付、70歳、女性)

無料の景品につられて近所の家の会場に出向き、手を挙げて台所用品をもらい、「パンフレットをほしい人、手を挙げて」と言われ応じた。その後、業者が「パンフレットを受け取った人は、電気敷毛布を買う意思があるとみなす」と言ったが、購入せずに会場を出たら、大声で「詐欺だ」と叫ばれたので、戻って契約した。

(96年5月受付、65歳、女性)

近所に買い物に行き「タダで腹巻きをあげる」と言われ袖を引っ張られ仮設店舗に連れ込まれた。腹巻き、かご、ラップなどをもらい帰ろうとしたら、「タダで

物をもって帰るとはズルい」ときつく言われ、羽毛ふとんの購入を強要された。業者は、家まで付いて来て、預金通帳を見せるよう求めた。

(96年12月受付、70歳、女性)

日用品をいろいろともらい、最後にチラシが配られた。「チラシを受け取った人はふとんを買え、物をもって礼をするのは当たり前だろう」と強迫めいた口調で言われ、客1人に担当者1人がつき有無を言わせず強引に契約をさせた。

(98年1月受付、79歳、女性)

友人に誘われ会場へ行き、100円で高野豆腐や卵などをもらった後、ローヤルゼリー1年分を勧められた。断った人の中に「死ね」とののしられた人もいた。

(96年6月受付、55歳、女性)

(5) 恐怖を感じた

近所の家に誘われるままに出向き、最後に竹炭の敷ふとんを勧められ、「(事前に配られた) パンフレットをもらった人は買わないといけない」と言う。殴られそうな感じなので契約した。会場を貸した人は「業者がナイフを持っていたので大変恐かった」と言っていた。

(97年12月受付、77歳、女性)

物をあげるからと人集めに来た業者に自宅の台所まで入り込まれ、腕をつかまれて無理やり連れ出され、会場で雑貨品をもらったが、隣の人と言葉を交わすどなられ、眼をそらすと怒られ、「トイレに行きたい」と言うのを「我慢しろ」と立ちはだかられた。そんな中で遠赤外線ふとんを契約させられた。

(96年6月受付、71歳、女性)

友人と通行中、街頭でくじを引き、近くのビルに案内された。最後に勧められた遠赤外線ふとんが高額なため「家族と相談する」と言って席を立ったところ、「生活がかかっている」と脅されて抱きつかれ、友人は裸足で逃げ出した。私は、担当者に囲まれ契約しなければ帰宅できない状況になりやむなく契約した。

(97年5月受付、70歳、女性)

旅行に行き街頭でチラシをもらい、ラーメンの無料配布会場に案内された。倉庫のような会場で3時間くらい商品の説明があり、帰ろうとしたが出してもらえなかった。会場から1人ずつ出され、強引にふとんを買うように脅された。

(97年10月受付、66歳、女性)

4 . 消費者へのアドバイス

- (1) 「くじに当たった」「物をあげる」などと言われても、誘いにのらないこと。「会場に行っても買わなければよいのだ」と思ってうっかりついて行くと、このケースのようにひどい目にあうことがある。
- (2) 暴力をふるわれたり、脅されたりしたら警察へ被害届を出すこと。そのためには、業者名などをしっかり覚えておくこと。
- (3) SF商法は、訪問販売等に関する法律でクーリング・オフが認められている。トラブルに巻き込まれたら、早めに最寄りの消費生活センターに相談すること。

<title>販売会場における暴力・脅迫商法 - ほほを平手打ち、「殺す」「家に火をつける」
- </title>